

## 組合員の給与に関する労働協約

国立大学法人熊本大学（以下「甲」という。）と熊本大学教職員組合（以下「乙」という。）は、労使関係に関する労働協約（平成16年8月4日締結）第11条に基づき、平成22年12月9日開催の団体交渉において、双方が同意した給与に関する事項に関し、次のとおり協定する。

なお、本協定により、平成21年11月24日に締結した「組合員の給与に関する労働協約」は、失効する。

### （適用範囲）

第1条 本協定は、乙の組合員に適用する。

### （人事院勧告の取扱）

第2条 甲は、人事院勧告において、給与の増額勧告がなされた場合には、社会一般の情勢に配慮しつつ、その完全実施に向けて、最大限努力する。

### （ラスパイレス指数の取扱）

第3条 甲は、熊本大学職員のラスパイレス指数の改善に努力する。

### （平成21年度及び平成22年度の給与引下げによって生じた余剰金の取扱）

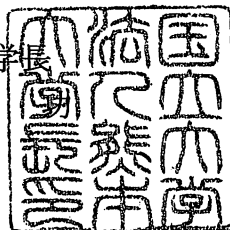
第4条 甲は、平成21年度及び平成22年度の給与引下げによって生じた余剰金は、人件費として使用することを基本とする。ただし、甲が経営判断上、必要であると認める場合には、人件費以外に使用することができる。その場合には、その理由を乙に開示・説明する。

### （有効期限）

第5条 この協約の有効期限は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期限満了の30日前までに甲・乙が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成22年12月24日

国立大学法人熊本大学  
谷 口



熊本大学教職員組合執行委員  
伊藤 正

